

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月20日

住 所 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号

事業者名 静岡鉄道株式会社

代表者名 取締役 川井敏行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・当社では対象となる柚木駅、古庄駅、県総合運動場駅、桜橋駅についてスロープ等の設置が用地確保等困難であるため移動等円滑化の対応が出来ていないが、2019年度より対象駅へのスロープ等を設置するために設計を始めている。内、古庄駅が2022年度より工事に着手、2023年度に完了した。また柚木駅については2022年度に基本設計、2023年度に詳細設計を完了、2024年度から2027年度にかけて実施する。その他の駅についても設計が完了次第整備を推進する。・現在静岡清水線で使用している12編成の新型車両A3000形の導入、2023年度に12編成の車両を置き換を完了している。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
柚木駅	・上下線ホームを結ぶ地下道の改善、スロープ、多目的トイレ設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (基本設計2022年度、詳細設計2023年度、2025年度着工、2027年度竣工)
古庄駅	・スロープ、多目的トイレ設置に向けた施設改修の設計。 設計をもとに施設改修を推進する。 (2021年度詳細設計、2022年改修工事着工、2023年度竣工)

県総合運動場駅	・上下線ホームを結ぶ地下通路の改善、スロープ等の設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (基本設計 2024 年度実施)
桜橋駅	・上下線ホームを結ぶ構内通路の改善、スロープの設置等施設改修への設計、施設改修の推進をする。 (基本設計、詳細設計 2027 年度以降)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
近隣施設への誘導	構造上の理由により駅構内に障害者対応トイレを設置することが困難である御門台駅について、駅係員が近接する商業施設の障害者対応型トイレまで誘導しており、今後も継続していく。
無人駅の旅客誘導	全駅において係員と通話できるインターホンを設置しており、継続して遠隔で旅客の誘導を行っていく。
乗降支援	視覚障害者や車いす利用者等に対し、声かけ、見守り等の乗降の支援を継続実施する。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅施設の情報提供	ウェブサイト(らくらくおでかけネット)において、駅施設情報の提供をおこなっており、継続して情報提供を行っていく。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅施設の情報提供	ウェブサイト(らくらくおでかけネット)において、駅施設情報の提供をおこなっており、継続して情報提供を行っていく。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
視覚・身体障害者対応訓練の実施	定期的に訓練を継続実施する

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

弊社ホームページに掲載

VI その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（ 6 年度）

住 所 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号

事業者名 静岡鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 川井 敏行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
古庄駅	スロープ、多目的トイレ設置に向けた施設改修の設計を行い、施設改修を推進する。	改修工事 次年度改修工事完了
柚木駅	上下線ホームを結ぶ地下道の改善、スロープ、多目的トイレ設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (2023年度詳細設計、2025年度以降改修工事)	基本設計完了 次年度詳細設計
県総合運動場駅	上下線ホームを結ぶ地下通路の改善、スロープ等の設置に向けた施設改修への設計を行い、施設改修を推進する。 (詳細設計2024年度以降)	基本設計完了 次年度以降詳細設計
桜橋駅	上下線ホームを結ぶ構内通路の改善、スロープの設置等施設改修への設計、施設改修の推進をする。 (基本設計、詳細設計2027年度以降)	進捗なし

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
/	/	/

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
近隣施設への誘導	構造上の理由により駅構内に障害者対応トイレを設置することが困難である御門台駅について、駅係員が近接する商業施設の障害者対応型トイレまで誘導しており、今後も継続していく。	計画通り実施
無人駅の旅客誘導	全駅において係員と通話できるインターホンを設置しており、継続して遠隔で旅客の誘導を行っていく。	計画通り実施
乗降支援	視覚障害者や車いす利用者等に対し、声かけ、見守り等の乗降の支援を継続実施する。	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅施設の情報提供	ウェブサイト(らくらくおでかけネット)において、駅施設情報の提供をおこなっており、継続して情報提供を行っていく。	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客研修の実施	全ての駅係員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接客研修プログラムに準拠した研修を行う。	進捗なし
声かけサポーター	行政が主催する、声かけサポーター養成講座へ継続して参加して、講義・実技により声かけの教育を行っていく。	自社による声掛け教育を実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

--

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和6年度）

住 所 静岡市葵区鷹匠一丁目1番1号

事業者名 静岡鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 川井 敏行

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
近隣施設への誘導	構造上の理由により駅構内に障害者対応トイレを設置することが困難である御門台駅について、駅係員が近接する商業施設の障害者対応型トイレまで誘導しており、今後も継続していく	計画通り実施
無人駅の旅客誘導	全駅において係員と通話できるインターホンを設置しており、継続して遠隔で旅客の誘導を行っていく	計画通り実施
乗降支援	視覚障害者や車いす利用者等に対し、声掛け、見守り等の乗降の支援を継続実施する	計画通り実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅施設の情報提供	ウェブサイト（らくらくおでかけネット）において、駅施設情報の提供を行っており、継続して情報提供を実施していく	計画通り実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	全ての駅係員に対して、国土交通省が定める交通事業者向け接遇研修プログラムに準拠した研修を行う。(2020年度)	進捗無し
声掛け サポーター	行政が主催する、声掛けサポーター養成講座へ継続して参加して、講義・実技により声掛けの教育を行っていく	自社による声掛け教育を実施

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
/	/	/

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに記載

(4) その他

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和7年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	12 編成 (24) (両)	12 編成 (24) (両)	12 編成	0 編成	0 編成	12 編成	0 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	12 編成 (24) (両)	12 編成 (24) (両)	12 編成	0 編成	0 編成	12 編成	0 編成

平成15年4月16日付
国鉄業第7号、国鉄技第18号
に係る報告様式

事業者名

静岡鉄道株式会社

静岡鉄道株式会社

(令和7年3月31日現在)

(令和7年3月31日現在)

(令和7年3月31日現在)

改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和3年7月施行前の基準への適合状況)	改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和3年7月施行前の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行前の基準への適合状況)	案内装置のある編成数(令和2年4月施行前の基準への適合状況)
12 編成(両)	12 編成(両)	12 編成	12 編成	12 編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成
12 編成(両)	12 編成(両)	12 編成	12 編成	12 編成

乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備のある編成数	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(連続)	うち、自動的に知らせるための設備のある編成数(予告)
12 編成	0 編成	12 編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
編成	編成	編成
12 編成	0 編成	12 編成

第32条第8項以外、移動等円滑化基準に適合するもの	運行情報提供設備のある編成数
0 編成(両)	12 編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
編成(両)	編成
0 編成(両)	12 編成

(令和7年3月31日現在)

事業者名 静岡鉄道株式会社

(令和8年3月31日見込み)

車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合している編成数(令和5年4月施行の基準への適合状況)	通勤型(短距離)鉄道・地下鉄において、1車両に1以上の車椅子スペースを設置している編成数(両)	改正前の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和2年4月施行の基準への適合状況)	改正後の公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数(両)(令和5年4月施行の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正前の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和2年4月施行の基準への適合状況)	車椅子スペースの数が改正後の公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数(令和5年4月施行の基準への適合状況)	案内装置のある編成数(両)
12 (24) 編成(両)	12 (24) 編成(両)	12 (24) 編成(両)	12 (24) 編成(両)	12 編成	12 編成	12 (24) 編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成(両)
12 0 編成(両)	12 0 編成(両)	12 0 編成(両)	12 0 編成(両)	12 編成	12 編成	12 0 編成(両)

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	